

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一六―九一

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関

係）

勤務箇所	一・一の二 (略)	職 員	調整数
一の三 内閣官 房国際テロ情 報集約室	国際テロ情報収集 指導・支援連絡調 整官（人事院の定 める者に限る。）	一の四 国立児 童自立支援施 設	二
		(1) 寮長として児 童と起居を共に する職員（2）に 掲げる者を除	四

別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関

係）

勤務箇所	一・一の二 (略)	職 員	調整数
一の三 内閣官 房国際テロ情 報集約室	国際テロ情報収集 指導・支援連絡調 整官（人事院の定 める者に限る。）		二

く。)	<p>(2) 寮長として児童と起居を共にする職員（課長に限る。）</p> <p>(3) 教育及び指導に直接従事することを本務とする職員（(1)、(2)及び(6)に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 医師（(1)、(2)及び(8)に掲げる</p>
三	

者を除く。）	(5) 副寮長 (6) 調査課長、教務課長、研修課長及び養成課長 (2)に掲げる者を除く。） (7) 教育及び指導に直接従事することを常例とする職員（人事院の定める者に限る。）
二	

九 削除	二 八 (略)		
	(略)	(10) 看護師	(9) 心理療法士 長に限る。 (8) 医師(2)に掲 げる者以外の課 長に限る。
	(略)	一	

九 国立児童自 立支援施設	二 八 (略)		
	(略)	(1) 寮長として児 童と起居を共に する職員(2)に 掲げる者を除 く。	(2) 寮長として児 童と起居を共に
	(略)	四	三

<p>(6) 調査課長、教</p>	<p>(5) 副寮長</p> <p>(3) 教育及び指導に直接従事することを本務とする職員（(1)、(2)及び(6)に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 医師（(1)、(2)及び(8)に掲げる者を除く。）</p> <p>する職員（課長に限る。）</p>
<p>二</p>	

務課長、研修課
長及び養成課長
(2)に掲げる者
を除く。)

(7) 教育及び指導
に直接従事する
ことを常例とす
る職員(人事院
の定める者に限
る。)

(8) 医師(2)に掲
げる者以外の課
長に限る。)

十八 国土交通 省航空局、地 方航空局、海 上保安学校官 城分校並びに	十 七 (略)	
	(1) (略)	
	三	

十八 国土交通 省航空局、地 方航空局、海 上保安学校官 城分校並びに	十 七 (略)		
	(1) (略)	(9) 心理療法士 (10) 看護師 (11) 児童の輸送に 従事する自動車 運転手（人事院 の定める者に限 る。）	
	四		一

管区海上保安 本部の海上保 安航空基地及 び航空基地	又は事業用操縦 士の資格を有す る者が行う業務 で人事院の定め るものに従事す ることを本務と する職員
-------------------------------------	--

管区海上保安 本部の海上保 安航空基地及 び航空基地	又は事業用操縦 士の資格を有す る者が行う業務 に従事すること を本務とする設 計審査官（人事 院の定める者に 限る。）	(2) (1)に掲げる業 務で人事院の定 めるものに従事 することを本務 とする職員 (1)
		三

二十一・二十二 (略)	十九 (略)	二十 海上保安 庁	(1)～(7) (略)	(2) (略)	
			(8) (略)	機動防除基地 に属し、防除措 置業務に直接従 事することを本 務とする職員	
			(9) (略)		
(略)	(略)	二	(略)	(略)	

二十一・二十二 (略)	十九 (略)	二十 海上保安 庁	(1)～(7) (略)	(3) (略)	に掲げる者を除 く。
			(8) (略)	(新設)	
			(略)		
(略)	(略)	二	(略)	(略)	

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。